

出生前の保育所利用申込に係る同意書

(令和3年4月入園希望の方)

※確認欄にチェックの上、署名欄に署名・捺印をお願いいたします。

	確認欄
① 台東区の認可保育園では生後56日を経過する日の翌月からお子さまをお預かりしているため、令和3年4月利用の申込み対象となるのは 令和3年2月3日 までに生まれたお子さまになります。	確認しました <input type="checkbox"/>
② 4月入園で申請できる保育園は保育実施年齢が対応している園のみとなります。	確認しました <input type="checkbox"/>
③ 今回申込されたとしても、実際の誕生日が令和3年2月4日以降となった場合は、令和3年5月以降の利用申込対象となります。	確認しました <input type="checkbox"/>
④ 令和3年2月4日 までに出生届および住民登録の手続きを完了し、児童保育課に「出生前保育所利用申込者用 出生後届出書」の提出が必要です。	確認しました <input type="checkbox"/>
⑤ 令和3年2月3日までに出生していても、期限内に④の手続きを完了していない場合は、4月入園の対象外となります。	確認しました <input type="checkbox"/>
⑥ 4月入園の内定が出た場合、育児休業中であっても4月中に会社に復帰していただくことになります。 4月中に同一職場に復帰したという「産休・育休復帰確認書」が提出できない場合は退園となります。	確認しました <input type="checkbox"/>

産休後の保育の予定(いずれかのにチェックしてください)

育児休業を取得

職場に復帰

(自宅で父母が保育・祖父母が保育・知人が保育・その他())

出生前の保育所利用申込にあたり、上記の事項について確認しました。

令和 年 月 日

住所 台東区

保護者氏名

Ⓜ